

2021年（令和2年）第4回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）4月14日（水）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）4月16日（金）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）4月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 2020年度（令和2年度）福山市農業委員会活動報告について
議案第7号 農地利用最適化推進委員候補者の決定について

- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
2020年度（令和2年度）農業委員会互助会収支決算報告

- 7 出席委員
1番 坂本 忠士 2番 佐藤 眞子 3番 土屋 智樹 4番 渡壁 則人
5番 山本 信之 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁
9番 寶諸 孝也 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 河村 昇
13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上15名

- 8 欠席委員
0名

- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局参与	佐藤 展好	事務局 長	宮谷 誘治
事務局専門員	延平 光雄	事務局次長	瀧川 滋雄
事務局	三好 千鶴	松永出張所	花田 宏
神辺出張所	杉原 信広	北部出張所	藤井 裕美
沼隈出張所長	野田 真之	沼隈出張所	神原希代子

以上10名

11 議事内容
午前 9時55分

事務局長	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第4回福山市農業委員会総会を開会いたします。最初に、事務局の人事異動について報告させていただきます。</p> <p>新しく、農業委員会事務局に着任した職員は</p> <p>事務局参与 佐藤展好 事務局長 宮谷誘治 事務局専門員 延平光雄 事務局 武智美幸（欠席） 沼隈出張所長 野田真之 沼隈出張所 神原希代子 以上です。</p> <p>それでは、谷邊会長、会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
議 長	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に、総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名全員出席ですので、本会議は成立します。</p>
議 長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行いません。議席番号3番 土屋 智樹委員と議席番号10番 安原 理雄委員をお願いします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2021年（令和3年）第4回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>議案書（別冊）5ページ6番の地種欄「第2種」を「第3種」に訂正。 次に6ページ11番が取下げ。 以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、4月26日の午後1時00分からの現地調査に続き、午後4</p>

<p>(渡壁)</p>	<p>時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。委員10名中9名の出席で、議案第1号1件、議案第3号6件、議案第4号4件、合計11件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の受人が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 (安原)</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、4月26日の午後1時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。協議会委員13名のうち、全員出席により、議案第1号2件、議案第3号4件、議案第4号2件の合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊1ページの2番と3番について報告をします。</p> <p>2番は、芦田町の譲受人が、安芸郡坂町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>3番は、新市町の譲受人が、新涯町一丁目の譲渡人から申請地を譲受け、採草放牧地として経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、4月26日、午前9時から現地調査を行い、午前10時40分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名中7名の出席で、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号2件、議案第5号1件の合計10件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページ4番から6番について報告します。</p> <p>4番は、徳田の譲受人が、西中条の田1筆1、195㎡について、共有する東中条の譲渡人から持分三分の一を譲り受けて、引き続き畑として耕作し、里</p>

	<p>芋栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>5番は、八尋の畑1筆257㎡について、隣地に農地を持つ八尋の譲受人が、呉市の譲渡人から贈与により譲り受けて一体的に利用し、野菜の栽培をするものです。</p> <p>6番は、平野の借受人が、貸出人である兄から平野の田2筆662㎡と畑2筆1,224㎡の合計1,886㎡について、期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、季節野菜の栽培をして新規就農するものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では4月23日の午前8時40分からの現地調査に続き、午前11</p>

<p>(坂本)</p>	<p>時30分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号4件、合計9件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、千田町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネル192枚を設置するものです。場所は、県立福山誠之館高等学校グラウンドの東、約50メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 13番 (山本 明)</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ2番について報告します。</p> <p>2番は、下御領で農業と自営業を営む申請人が、申請地である下御領の田1筆1,352㎡について、農家住宅を建築する申請です。申請人は、営農の経営面積4,227㎡で農家資格を満たしています。また、申請人は隣接地において事業も営んでおり、来客用の駐車場も必要となっています。なお、申請地には既に住宅が建築されていたので顛末書の提出を受けています。現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 (坂本)	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番から4番について報告します。 1番は、御幸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するものです。場所は、福山平成大学の北、約8メートルです。 2番・3番は関連案件です。 2番は、本庄町の受人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、共同住宅1棟を建築するものです。3番は、駅家町の受人が、2番と同一の御幸町の渡人から申請地を譲り受け、共同住宅1棟を建築するものです。場所は、中国中央病院の東、約200メートルです。 4番は、霞町の受人が、御幸町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅5棟を建築するものです。場所は、ビッグ・ローズの南、約200メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 (渡壁)	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の5番から10番について報告します。 5番は、加茂町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、瀬戸小学校の北西、約50メートルです。 6番は、手城町の受人が、瀬戸町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、JR備後赤坂駅の南東、約200メートルです。

	<p>7番は、瀬戸町の受人が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、市立福山高校の南東、約400メートルです。</p> <p>8番は、内海町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備するものです。場所は、沼隈体育館の西約450メートルです。</p> <p>9番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、沼隈体育センターの西約150メートルです。</p> <p>10番は、水呑町の受人が、東京都中央区の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、福山商業高校の南西、約900メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 (安原)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊6ページの12番から15番について報告します。</p> <p>12番から14番は関連案件で、神辺町の譲受人である法人が、12番と14番で新市町の譲渡人から、13番で神奈川県厚木市の譲渡人から、それぞれ申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、芦品まなび学園高等学校の北東、約700メートルのところですか。</p> <p>15番は、新市町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である母から申請地を借受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、常金丸保育所の西、約650メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委員 13番 (山本 明)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ16番から18番について報告します。</p> <p>16番と17番は関連案件です。</p> <p>御幸町で不動産業を営んでいる法人が、隣り合っている16番の川北の田1筆1,019㎡と17番の川北の田1筆1,440㎡の合計田2筆2,459</p>

	<p>m²を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅11棟を建築供給するものです。</p> <p>18番は、新湯野の譲受人が申請地である道上の畑1筆286m²について、道上の譲渡人から譲り受けて自己用住宅1棟を建築するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の「16番と17番」は福山市役所神辺支所からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>「6」番はJR山陽本線備後赤坂駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「12番から14番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「12番から14番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の「12番から14番」は許可相当として常設</p>

<p>議 長</p>	<p>審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に，議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 (坂本)</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」は，先に，8ページの1番から3番について報告し，その後4番について報告します。</p> <p>1番は，東深津町の申請人が，1962年（昭和37年）から，住宅敷地として利用し，現在に至っております。場所は，深津公民館の南，約540メートルです。</p> <p>2番，3番の申請は，引野町に住む同一の申請人によるものです。</p> <p>2番は1975年（昭和50年）1月頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>3番は，1998年（平成10年）4月頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は，福山地区消防組合東消防署の南，約100メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが，いずれも，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。</p> <p>次に4番ですが，大門町の申請人が，1971年（昭和46年）10月からアパートの敷地として利用し，2021年（令和3年）3月16日にこれを取り壊しました。</p> <p>現地を確認したところ，農地への復元が可能で，農地性があり，非農地証明ができないと判断しました。場所は，野々浜公民館の南，約120メートルです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の5番から8番について報告します。</p> <p>5番から8番の申請は，大阪市に住む同一の申請人によるものです。</p> <p>5番は，1985年（昭和60年）頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し原野となっております。</p> <p>6番は，1965年（昭和40年）頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>7番は，1982年（昭和57年）頃から住宅敷地として利用し，現在に至っております。</p> <p>8番は，1981年（昭和56年）頃から駐車場として利用し，現在に至っ</p>

	<p>ております。</p> <p>場所は、いずれも、クレセントビーチの南西、約400メートルです。</p> <p>なお、5番と6番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 7 番 (岡本)</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、4月26日、午前9時20分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第4号2件、合計2件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の9番と10番について報告します。</p> <p>9番は、尾道市の申請人が、1998年(平成10年)頃から住宅敷地として利用していたものです。場所は、蓮華寺から、東へ約25メートルのところ</p> <p>です。</p> <p>10番は、南手城町一丁目の申請人が、斜面崩落のため、2009年(平成21年)頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して山林原野となったものです。</p> <p>場所は、葉粉池から、南東へ約160メートルのところ</p> <p>です。</p> <p>10番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 10 番 (安原)</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊10ページの11番と12番について報告します。</p> <p>11番は、芦田町の申請人によるもので、1986年(昭和61年)10月頃から、住宅敷地、進入路及び水路として利用し、現在に至ります。場所は、芦田支所の東、約550メートルのところ</p> <p>です。</p> <p>12番は、大阪市の申請人によるもので、1993年(平成5年)頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、服部</p>

	<p>公民館の北東，約900メートルのところでは。</p> <p>なお，12番は，農振農用地区域内の農地であります，担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委員 13番 (山本 明)	<p>議案第4号「非農地証明について」10ページ13番と14番について報告します。</p> <p>13番は，上竹田の申請人が，申請地である下竹田の畑1筆553㎡について2004年（平成16年）頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となったものです。</p> <p>14番は，上竹田の申請人が，相続により所有した下竹田の畑1筆290㎡について2006年（平成18年）頃から耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し原野となったものです。</p> <p>なお，13番と14番は，農振農用地区域内の農地であります，担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地確認しましたが，農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第4号の「4番」は，農地性があるため証明できない旨を通知し，その他の案件は，原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第4号の「4番」は，農地性があるため証明できない旨を通知し，その他の案件は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に，議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程</p>

<p>委員 13番 (山本 明)</p>	<p>します。 神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」11ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、相続人である子が、同居していた父から申請地である神辺町大字新湯野、大字湯野、大字下御領の農地について、田8筆5, 260㎡と畑2筆の535.97㎡を相続し、相続税の納税猶予特例適用の農地として申請をして、引き続き水稻・季節野菜の栽培をして営農していくものです。</p> <p>なお、下御領の畑2筆の内1筆の申請については、農業用倉庫敷地部分を除いた耕作地が申請されています。</p> <p>現地確認を行いました。申請地は、農地として耕作し、適正に管理されていましたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第6号「2020年度（令和2年度）福山市農業委員会活動報告について」を上程します。 事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>2020年度（令和2年度）福山市農業委員会活動について報告します。 議案書7ページと8ページをご覧ください。 まず、I委員会活動 1会議の（1）総会についてです。 昨年度は総会を12回開催しております。 総会における審議案件は、農地法各号の規定による許可申請に対する処分は</p>

か、農業委員会に関するもの、諮問に対する答申などについて審議いただきました。

次に、(2)の役員会についてです。

役員会は、昨年度2回開催し、「農業委員会の活動」や「農地利用最適化推進委員の募集・選任」などについて協議いただきました。

次に、9ページの2研修についてです。

11月にしまなみ交流館で開催されたブロック研修会に34人の委員が参加しております。

次に、関連諸会議等についてです。

(1)広島県農業会議等主催の会議関係には、2回出席しました。うち1回はウェブ会議です。

次に、常設審議委員会農地部会です。

毎月18日に意見聴取案件に対する審議が行なわれており、会長が委員として出席されています。

説明案件がある場合は、説明者として事務局員も出席しています。

続いて「農地移動の実態」3ページをご覧ください。

農地法第4条の許可申請及び届出のまとめです。

市街化区域以外が36件で約2.5ヘクタール。市街化区域が86件で約4.7ヘクタールでした。

4ページ、5ページはそれぞれの用途別の転用状況です。

6ページは、農地法第5条の許可申請及び届出のまとめです。

市街化区域以外が297件で約2.5ヘクタール。市街化区域が461件で約2.3ヘクタールでした。

権利関係は筆数、面積とも約8割が所有権移転となっています。

7ページ、8ページはそれぞれの用途別転用状況です。

次に、10ページをご覧ください。転用の用途別では、「住宅」用地が最も多く、続いて「その他」となっています。

11ページは農地法第3条の許可申請のまとめです。許可件数は216件で約2.1ヘクタールでした。権利関係は所有権移転が最も多く、面積で約7割を占めています。

13ページは農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の実績です。

14ページは農地中間管理事業の実績です。

15ページはその他農業委員会で審議・報告した件数を取りまとめています。

16ページは農地転用の年度別状況です。近年は転用面積が60ヘクタールを超えていましたが、昨年度は約5.7ヘクタールとなっています。報告は以上

	です。
議 長	ただいま、委員会活動について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり承認されました。
議 長	次に、議案第7号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	第7号議案についてご説明いたします。 本日お配りしております別紙をご覧ください。 3月15日から4月14日にかけて実施した農地利用最適化推進委員の再募集について、福山市農地利用最適化推進委員選定委員会からの報告を受け、次の者を農地利用最適化推進委員候補者として決定するものです。 候補者は、第4地区 吉川正治 ・第10地区 岩崎年宏 以上です。 5月6日の開催の総会で決議した後、委嘱する予定です。
議 長	議案第7号について、これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —

議 長	<p>全員挙手により、議案第7号は、原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の12ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、16件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから26ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条7件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、27ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、28ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が1件ありました。</p> <p>次に、29ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>発言等もないようですので、次に、「2020年度（令和2年度）農業委員会互助会収支決算報告」について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>2020年度（令和2年度）農業委員会互助会収支決算報告について」説明します。</p> <p>収入金額については、前年度繰越金が53,858円、年会費が90,000円（@2,000円×45人）、農業新聞普及助成金が6,000円で合計が149,858円となっています。</p> <p>支出金額については香典・見舞が10,000円で合計が10,000円。差し引き額の139,858円が残金となります。</p> <p>なお、2020年度（令和2年度）の収支決算については、谷邊会長に監査をいただきました。</p> <p>残金の処理については、記念品として、茶・菓子などをお配りしました。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第4回福山市農業委員会総会を終了します。</p>

午前10時40分閉会